

友愛會綱領

一 我等は及共の理想に從ひ、謙
見の開發、徳性の涵養、技術
の進歩を圖らんことを期す。
二 我等は共同の力に依り、着實
なる方法を以て、我等の地位
の改善を圖らんことを期す。
三 我等は互に親睦し、一致協力
して、相愛扶助の目的を貫徹
せんことを期す。

友愛會々則

第一章 總則

第一條 本會ハ友愛會ト稱ス
第二條 本會ハ本部ヲ東京ニ置キ支部ヲ全
國各地ニ設ク
土地ノ狀況ニ依リ本部又ハ支部ハ分會ヲ
設ケルコトヲ得
第三條 本部ハ各支部ニ准ズルモノトス
第四條 本部ハ各支部ヲ統一總轄ス
第五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第二十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第三十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第四十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第五十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第六十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第七十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第八十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十一條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十二條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十三條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十四條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十五條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十六條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十七條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十八條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第九十九條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス
第一百條 本部ハ各支部及各地支部ト聯絡
ヲ保テ一致ノ行動ヲナスモノトス

第二章 目的及事業

第六條 本會ハ本會綱領ノ精神ヲ貫徹スル
ヲ以テ目的トナス
第七條 本會ハ各支部ハ毎月一回例会ヲ開
キ毎年一回總會ヲ開ク
第八條 本會ハ必要ノ場合ニ於テ支部長ハ
幹事會ノ決議ヲ經テ臨時總會ヲ召集ス

第八條 本會ハ本部又ハ支部ニ於テ左ノ事
業部ヲ設置シ大々ノ規定ニ依リテ之ヲ選
行ス
但シ時宜ニヨリ事業ノ種類ヲ増減スル
コトヲ得
一 法律顧問部
二 醫藥部
三 印刷部
四 出版部
五 庶務部
六 講習部
七 慰問部
八 庶務部
九 庶務部
十 庶務部
十一 庶務部
十二 庶務部
十三 庶務部
十四 庶務部
十五 庶務部
十六 庶務部
十七 庶務部
十八 庶務部
十九 庶務部
二十 庶務部
二十一 庶務部
二十二 庶務部
二十三 庶務部
二十四 庶務部
二十五 庶務部
二十六 庶務部
二十七 庶務部
二十八 庶務部
二十九 庶務部
三十 庶務部
三十一 庶務部
三十二 庶務部
三十三 庶務部
三十四 庶務部
三十五 庶務部
三十六 庶務部
三十七 庶務部
三十八 庶務部
三十九 庶務部
四十 庶務部
四十一 庶務部
四十二 庶務部
四十三 庶務部
四十四 庶務部
四十五 庶務部
四十六 庶務部
四十七 庶務部
四十八 庶務部
四十九 庶務部
五十 庶務部

第三章 會員ノ權利義務

第九條 本會ハ會員ヲ分テ左ノ五種トス
一 正會員
二 准會員
三 贊助會員
四 特別贊助會員
五 名譽會員
第十條 正會員及准會員ハ本會ノ諸員ニシ
テ出席ノ義務並ニ投票ノ權利ヲ有ス
第十一條 正會員及准會員ハ本會事務部ニ
關シテ特別ノ便宜ヲ得ルノ權利ヲ有ス
第十二條 正會員及准會員ハ本會ノ事務部
領地ニ會同ノ遵守ニ且ツ本會ヲ維持シ
テ毎月定額ノ會費ヲ納付スルノ義務
ヲ負フモノトス
但シ會費ハ一月ノ金拾圓トシ一度納
ムル會費ハ如何ナル理由アリモ之ヲ
却テス
第十三條 贊助會員特別贊助會員名譽會員
ハ本會ノ諸員ニシテ出席ノ義務並ニ
投票ノ權利ヲ有ス
第十四條 本會ハ必要ノ場合ニ於テ支部長
ハ幹事會ノ決議ヲ經テ臨時總會ヲ召集
ス

第四章 入會退會及除名

第十四條 本會正會員及准會員ヲサントス
ルモノハ所定ノ用紙ニ姓名生年月日職業
現住所本籍地紹介者姓名等ヲ明記シ入會
申込書ヲ添テ本會ノ職員ニ提出ス
本會ハ之ニ對シ會費並ニ印章及名刺
等部ヲ交付スルモノトス
第十五條 本會退會會員及特別贊助會員
ハ退會ノ時ハ本會ニ提出スルモノトス
但シ本會ニ提出スルモノトス
第十六條 本會正會員及准會員ハ退會
セトスルモノハ其理由ヲ明記シ會費並
ニ印章ヲ添テ本會ニ提出スルモノトス
第十七條 本會正會員及准會員ニシテ本會
ノ事務部ニ對シテ特別ノ便宜ヲ得ルノ
權利ヲ有スルモノハ其理由ヲ明記シ會
費並ニ印章ヲ添テ本會ニ提出スルモノ
トス
第十八條 本會本部ニ關シテ若干名會長一名
副會長若干名評議員計監督主任及書記若
干名ヲ置ク
第十九條 本會ノ指導ニ任シ評議員ハ本會ノ
諸員ニシテ選出スルモノトス

第五章 本會ノ機關

第十九條 本會ハ本部ニ關シテ重要事項ヲ議スル
爲ニ臨時總會ヲ開ク臨時總會ハ會長ノ召集ニ
依リテ開會ス會長副會長正會員各一名
各部選出ノ職員一正會員若干名ニ對シテ
一ノ割合ニ以テ組織ス
臨時總會ノ議長ハ本會會長之ニ任シ議事ハ
出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可同多數ナル
トキハ議長之ヲ決ス
第二十條 本會支部ニ支部長一名幹事會計
検査役委員及副委員若若干名ヲ置ク
支部長ハ支部ノ代表 支部管内一切ノ會
務ヲ統理ス
幹事ハ支部長ノ指導ニ從ヒ支部一切ノ會
務ヲ分擔スルモノトス
委員及副委員ハ幹事ヲ補佐シ會務ヲ進行
シテ補助スルモノトス
支部長ハ正會員ノ中ヨリ互選ス
但シ場合ニ依リテ正會員以外ノ名譽家
ヲ推戴スルコトアルベシ
會計検査役ハ正會員中ヨリ互選シ支部會
計ヲ検査ス
幹事委員副委員ハ正會員ノ中ヨリ互選ス
第二十一條 會長副會長支部長ノ任期ハ一
ヶ年幹事會計検査役委員ノ任期ハ六ヶ月

友愛會々則

第一條

本會ハ友愛會ト稱ス

第二條

本會ノ目的ハ綱領ニ掲ゲタル三要次ノ是
ナルトコトヲ貫徹スルニ在リ

第三條

本會ハ第一條ノ目的ヲ達センガ友ニ毎月
一回例会ヲ開ク

第四條

本會ノ目的ヲ達スルニ必要ト認リル事業
ハ例會ノ協議ヲ經テ會長之ヲ選出ス

第五條

本會ノ目的ヲ達スルニ必要ト認リル事業
ハ例會ノ協議ヲ經テ會長之ヲ選出ス

本會ノ目的ヲ達スルニ必要ト認リル事業
ハ例會ノ協議ヲ經テ會長之ヲ選出ス